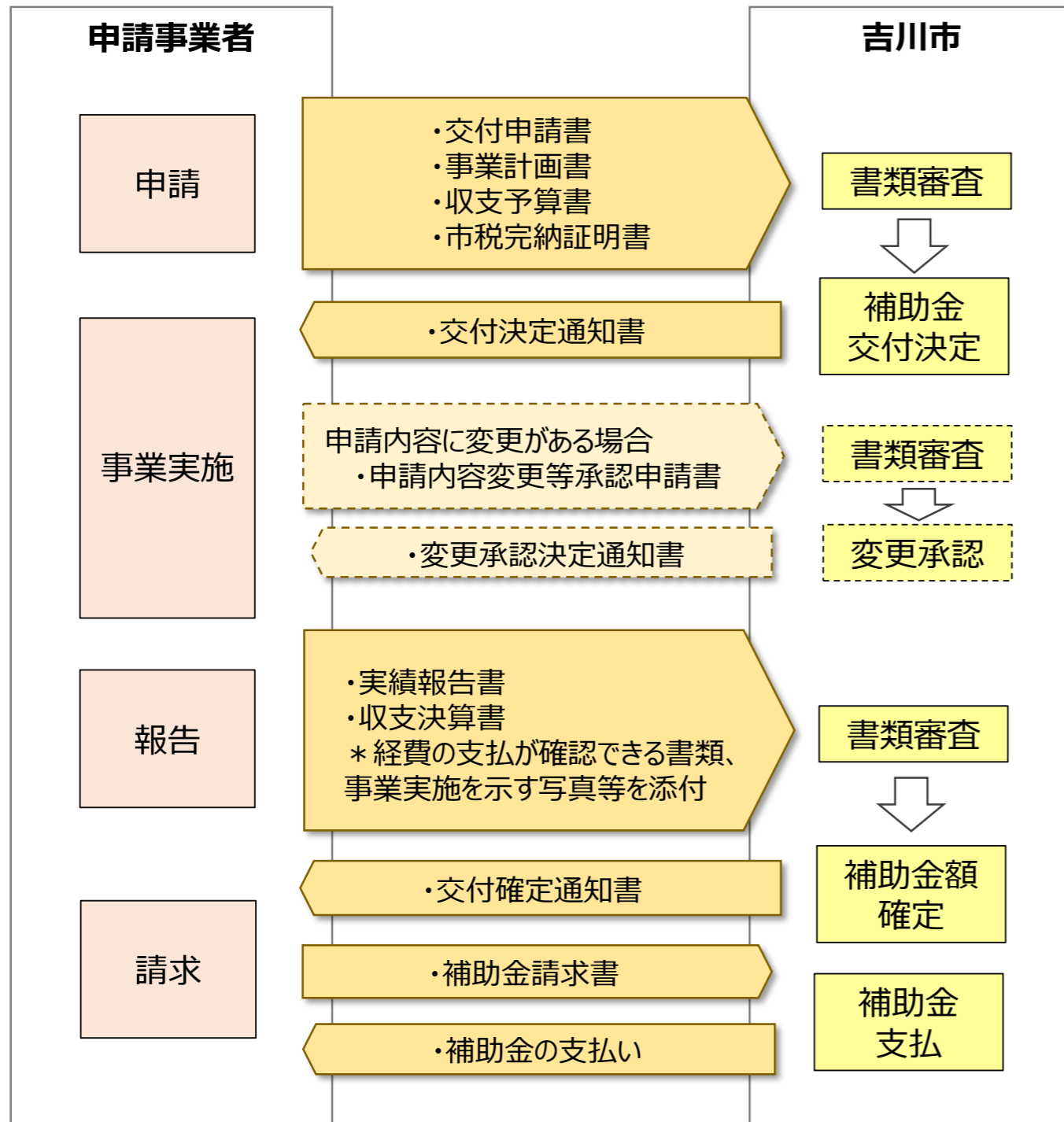


吉川市産業振興事業費補助金  
申請・事業実施・補助金受領のフローチャート



【お問い合わせ先】

吉川市 産業振興部 商工課 商工観光係  
TEL: 048-982-9697 FAX: 048-981-5392  
Mail: syoukou2@city.yoshikawa.saitama.jp

令和6年度  
がんばる中小企業を応援します！

# 吉川市 産業振興事業費 補助金





吉川市は、地域の活性化を進め、幸福実感の得られるまちづくりにつなげるため、市内中小企業者さんの新たなチャレンジを支援します。



	①販路拡大事業費補助金	②新商品製作支援補助金	③人材確保支援補助金	④創業支援補助金	⑤事業者連携発展支援補助金
対象者	市内の中小企業者等			創業をする予定の方・創業後1年以内の方	2者以上の市内事業者で構成される連携グループ
事業内容	国内・海外を問わず、商品の販路拡大に向けた商談を目的とする展示会・見本市への出展経費の2分の1以下を補助	下記3点のいずれかに当てはまる最終消費者への販売を目的とした新商品の試作・開発経費の2分の1以下を補助  (1) 市を象徴する事項を表示していること。 (2) 市内農産物を使用していること。 (3) 市内で生産された物を原材料の全部又は一部として使用していること。	市外で開催される合同企業説明会への出展や大手求人サイトへの掲載、人材採用の用に供する会社パンフレット等の作成に対し2分の1以下を補助	創業の際に要する費用に対し2分の1以下を補助	2以上の事業者の連携による商品、サービス等の付加価値の創造、新たなビジネスの構築等に関する事業に要する経費に対し2分の1以下を補助
主な補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>展示会出展料</li> <li>小間装飾費</li> <li>通信運搬費</li> <li>通訳、翻訳費</li> <li>印刷製本費</li> <li>旅費(海外のみ)</li> <li>保険料</li> <li>業務委託料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料費、機械装置又は工具器具の購入費</li> <li>加工製造のための業務委託費</li> <li>販売促進に要する印刷製本費</li> <li>掲示物等作製費</li> <li>産業財産権取得の費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出展料</li> <li>会場設営費</li> <li>旅費</li> <li>有料道路通行料</li> <li>運搬費</li> <li>印刷製本費</li> <li>委託料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業登記費</li> <li>広告宣伝費</li> <li>印刷製本費</li> <li>消耗品費</li> <li>備品購入費</li> <li>業務委託料</li> <li>工事請負費</li> <li>サービス料及び手数料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付決定日以後に開始した事業に係る経費</li> <li>令和7年3月15日までに支払が完了する経費</li> <li>社会通念上相当と認められる範囲内の額である経費</li> <li>他の補助金を受けていない経費</li> </ul>
補助限度額	海外：25万円 国内：10万円	20万円	20万円	10万円	30万円
公募期間	令和6年4月1日より予算上限に達するまで				
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施前の申請が条件となります。現在進行中のもの、すでに完了した事業については対象となりませんので、ご注意ください。</li> <li>予算の範囲内で補助金を交付するため、予告なく募集を打ち切る場合がございます。</li> <li>必要書類の内容の確認及び申請様式は市商工課窓口もしくは市ホームページから入手できます。</li> <li>吉川市産業振興事業費補助金の交付決定は、1事業者あたり同一年度内に1回のみとなり、複数の補助金を同時に申請することはできませんので、ご注意ください。</li> <li>販路拡大事業費補助金及び人材確保支援補助金は、1度交付決定を受けると、翌年度の申請はできません。</li> </ul>				